

福知山市人権ふれあいセンター施設等の  
あり方懇話会

報 告 書

平成 2 2 年 6 月

福知山市人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会

# 目 次

I	はじめに .....	1
II	検討経過概要 .....	2
III	1 同和問題に関する現状と課題認識について .....	3
	2 施設の運営と事業企画について .....	5
	3 施設の役割と活用について .....	6
	4 組織体制について .....	9
VI	おわりに .....	15

## 別 冊

### 資 料

人権ふれあいセンター施設等あり方に関する  
課題提起説明書

### 付属資料

懇話会設置要綱  
懇話会委員名簿  
人権推進室所管施設一覧表  
各会議の会議記録

## I はじめに

本あり方懇話会は、福知山市の「人権ふれあいセンター」、「児童館」、「教育集会所」における従前からの事業に加え、より開かれた運営と事業展開を図り、新たな市民ニーズに応じていくため、その展開に向けた意見をとりまとめることを目的に、平成21年11月4日に設置された。

本懇話会の設置にあたり、福知山市から本懇話会に対して、同和対策事業特別措置法から地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の施行期間、また、特別措置法失効(平成14年3月末)後において施行している一般対策の内容及び評価と課題について説明を受けた。

### 「評価と課題説明」

- ① 高齢者や障害のある人の見守り活動といった地域福祉や子育て環境の整備といった児童福祉の推進、男女共同参画の推進、ワークライフバランスなどの観点から市民ニーズに応える新たな取組にするにはどうしたらよいか
  - ② 「人権ふれあいセンター」、「児童館」、「教育集会所」をより開かれた施設にするにはどうしたらよいか
  - ③ 上記の施設の目的を果たすためには、どのような内容の施設にしたらよいか
  - ④ 人権推進室の役割や組織体制はどうあるべきか
- また、次の意見項目についても意見交換を行ない、報告することを求められた。

## III 各意見項目

- 1 同和問題に関する現状と課題認識について
- 2 施設の運営と事業企画について
- 3 施設の役割と活用について
- 4 組織体制について

これを受け、本懇話会は、平成21年11月4日の全体会議の開催以降、「人権ふれあいセンター」と「児童館」に関する分科会をそれぞれ3回、全体会議を4回開催し、上記の各意見項目などについて議論を重ね、これまでの意見をとりまとめたので、次のとおり報告します。

平成22年6月1日

福知山市長 松山正治 様

福知山市人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会

委員長 浅尾勝次

## II 人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会検討経過概要

開催	日時等	場所	出席者	主な内容
第 1 回 全体会議	平成 21 年 11 月 4 日 (月) AM10.00～	市民会館 31 号室	市長 副市長 懇話会委員 人権推進室 (施設長含) 職員	開会あいさつ 閉会あいさつ 正副委員長の選任 課題提起 (田中室長) 懇話会の概要説明等
第 1 回 分科会	11 月 16 日 (月) PM2.00～	下六人部会館	第 1 分科会委員 人権推進室	隣保館事業について 地域福祉に関して
第 1 回 分科会	11 月 16 日 (月) PM6.00～	下六人部 児童センター	第 2 分科会委員 人権推進室職員	児童厚生施設について 子育て環境について
第 2 回 分科会	11 月 30 日 (月) PM1.30～	庵我児童館	第 2 分科会委員 人権推進室職員	児童厚生施設について 子育て環境について
第 2 回 分科会	11 月 30 日 (月) PM6.00～	堀会館	第 1 分科会委員 人権推進室職員	隣保館事業について 地域福祉に関して
第 3 回 分科会	12 月 7 日 (月) PM1.30～	南佳屋野会館	第 1 分科会委員 人権推進室職員	隣保館事業について 地域福祉に関して
第 3 回 分科会	12 月 7 日 (月) PM6.00～	堀児童館	第 2 分科会委員 人権推進室委員	児童厚生施設について 子育て環境について
第 2 回 全体会議	12 月 21 日 (月) PM1.30～	市民会館 31 号室	懇話会委員 人権推進室職員	議事録の確認について 懇話会報告に関して
調整会議	平成 22 年 1 月 27 日 (水) PM1.30～	市民会館 34 号室	正副委員長 小林委員 人権推進室職員	全体会議等まとめにつ いて
第 3 回 全体会議	2 月 17 日 (水) PM1.30～	市民会館 31 号室	懇話会委員 人権推進室職員	議事録のまとめ 懇話会報告に関して
調整会議	3 月 18 日 (木) PM1.30～	堀会館	正副委員長 小林委員 人権推進室	懇話会報告書 (案) の まとめについて
連絡調整	4 月 14 日 (水) PM1.30～	人権推進室	正副委員長 小林委員 人権推進室	懇話会報告書 (案) の まとめについて
第 4 回 全体会議	5 月 10 日 (月) PM1.30～	下六人部会館	懇話会委員 人権推進室職員	懇話会報告書の提出に 関して

注) 全体会議並びに分科会における議事録は、次回の会議においてそれぞれ確認を行なった。

### Ⅲ 各意見項目

#### 1 同和問題に関する現状と課題認識について

同和問題に関する現状と課題認識については、次の3つの意見があった。

- ① 部落差別の実態があり、差別をなくすために取り組んできた施設の経過と差別事件や教育・就労・福祉面などの差別実態を踏まえた上で、同和対策の成果をこれまで以上に人権問題に対応する一般施策に活かし、その周辺や全市に開かれたものとして対応をすべきである。
- ② 差別は再生産しておらず、部落差別は解消されてきた。法失効後は一般対策であり、人権推進室所管ではなく、教育や就労、福祉面などの課題は周辺住民も共通しており、専門担当部署・機関で対応をすべきである。
- ③ 施設の事業は、地域に限定した事業であり、「うらやましい」という、差別意識を助長している。

##### (1)①・②の意見について

先の2つの意見は「差別が存在する」「差別は解消しつつある」「差別はない」とした意見に分かれ、本懇話会の意見の中心的な課題となったが、討論の結果、次の意見がその集約的なものであった。

市民の努力と行政施策により、差別や人権侵害に対する取り組みが、成果をあげてきた。しかし、「現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面においても問題がある」とした、国の【人権教育・啓発に関する基本計画】(平成14年3月)の趣旨を踏まえ、特別措置法が失効したからといって、直ちに差別のない世の中に変わるものではなく、取組によって、少しずつ差別が消え、あらゆる人権問題が解決していくことを確認する必要がある。この成果の上にたって、施設を設置した原点を大事にしつつ、一般施策として同和問題や子ども、女性、障がいのある人などのあらゆる人権問題をなくすことを共通の目標とし、その実現を目指すことである。≫※1

##### (2)③の意見について

この羨望的意見については、地域改善対策協議会の意見具申(平成8年)にもあるように、事業実施に伴い周辺地域との一体性を欠いたり、目的・趣旨等の啓発不足によって、いわゆる心の問題としての「ねたみ意識」が表面化し差別意識の解消に逆行するひずみとして指摘されている。※2

この見解には、次のような意見が出された。

一つには、同和問題の解決の主体者となるために、同和地区の子どもたちに、社会的立場の自覚をさせ「ふるさと」に誇りをもつ生き方を身につけ、「部落差別に会う」その差別を跳ね返せる力をつけさせるために、施設の諸事業が行われてきた原点がある。施設事業は、あらゆる差別の解決に向けて、地区内外の住民が互いに努力してきたものであり、同和地区住民に対して恩恵的に実施

されてきたものではないとする意見。

二つには、特定の地域において、人数限定で行われている「デイサービス」や利用者数人の「高校生などの特別の補習」、さらには、課長級の人的配置をして年間2,400万円もの予算で運営されている「人権ふれあいセンター」、少人数で費用対効果の少ない「児童館」事業、職員人権研修を人権推進室で所管することなど、心の問題ではなく、「逆差別」ではないかとする意見。

個別具体的に現われる様々な人権問題の対応は、その発生原因に対応した取組が求められる。一方で、公平に行う観点からすると、特定した箇所に設置している施設事業の開かれた取組には限界があり、同様の取組がない地域、または取組内容に差が生じているのも事実であり、地域に密着した地域福祉事業など取組の全市的な組み立ての中での整理が必要であるとする意見。 ※1(再掲)

#### ※1

同和問題が、他の人権問題と同様に今日において個別具体的に現れているかどうかについては、委員の間で意見が分かれており、これまでの事業の成果や問題点・課題点、また今後の施設の役割と活用についても意見に相違がある。各意見については、次項より要約して記述する。

#### ※2

福知山市においては、同和対策事業(地域改善対策事業)は、同和問題を解決するために、周辺地域との一体性を確保しながら、市民と関係団体等の努力による特別措置事業を行ってきた。法失効後においても人権行政の重要な課題のひとつとして、地区内外問わず取り組んできたものである。

## 2 施設の運営と事業企画について

### (1) 現状と課題

地域に開かれたコミュニティセンター、児童厚生施設として、運営委員会において差別を許さず人権が文化として共通して広く行き渡る(人権文化の普遍的定着)まちづくりを目指して、市民の交流や地域活動の振興、子どもたちの健全育成に貢献してきた。

運営委員会にあっては、事業の計画や実施、また年度末評価を行っているが、年数回の協議では、館事業の評価やあり方等審議するには十分ではない。人権講演会や文化行事などの公民館活動との重複をはじめとした地域活動との調整、また利用者数から見る費用対効果には、事業参加人数が少ないという問題がある。このため、より効果を高めるため、子ども等利用者の声をくみ上げ、施設の認知度を高め、遠くても行ってみたいと思われるように魅力を高めることが課題である。

### (2) 今後のあり方として提案された意見

差別を許さない人権社会の構築のためには、市民との協働が不可欠であり、市民の共感と理解を得られるよう、市民により開かれた、市民による運営とすることを柱に次の意見があった。

- ・ 施策の実施状況や運営状況等に関する情報を、広く市民にわかりやすく公開する。
- ・ 指定管理者が管理する施設への移行といった大胆な運営主体の変更や委託協働化を一層推進する。
- ・ 運営主体を民営化することで、これまでの取組成果が後退しないか、人権問題を解決する行政の責務を堅持しながら、市民の協働の仕掛けをつくる必要がある。
- ・ 市直営とするならば、ふさわしい事業のあり方を検討すべきである。
- ・ 運営委員会を充実強化し、新たに幹事会を設け活性化を図るとともに、利用者の会を設け、施設の運営や事業の企画立案、評価を受ける。
- ・ 運営委員会の構成メンバーについては、自由な意見や多様な発想が反映されるよう再編する。
- ・ 公民館活動との重複については、目的・内容を整理の上、調整する。
- ・ 児童館における事業利用者が小学校区単位で見ると少なく、費用対効果は少ない。
- ・ 事業利用者数から見る費用対効果は少ないが、参加者一人ひとりの多様性ある課題に対応しながら実施しており、一面的な効果とはならない。
- ・ 施設そのものの認知度が広範囲な市民からすると低く、定例的な活動内容についても情報発信をする。
- ・ 貸館情報をホームページに掲載し、また定例的事業については年度当初に市

民にお知らせし、各児童館における特色ある事業などについては、広報「ふくちやま」によるシリーズ掲載をするなど広報を積極的に活用する。

### 3 施設の役割と活用について

#### (1) 現状と課題

同和問題の解決に向けて、地域住民の生活改善・支援に取り組み、住民の社会的、経済的、文化的な生活に大きく貢献してきた。法失効後も福祉と人権の拠点施設である「人権ふれあいセンター」は、人権問題の対応や市民交流、文化・地域振興などを行なう一方、人にやさしいまちづくり、地域福祉の拠点施設として、地域福祉推進協議会と連携した相談窓口の設置、館を中心にして公民館や女性、高齢者団体の活動拠点として、また、独居高齢者の配食サービスや高齢者対策を付加するデイサービス事業などを展開してきた。

児童館においては、一部の施設では児童クラブを行ない、児童クラブを福祉保健部に移管後は、子育て支援として自由来館の放課後サポート事業を実施してきた。

しかしながら、地域福祉の拠点としては、活動や連携・情報共有等十分ではない。今、要介護者等要援護者をはじめ高齢者や障がいのある人の見守りや日中支援、子どもの安心・安全といった住民と協働した地域福祉・児童福祉活動が課題となってきた。また、自殺や虐待、さらにはひきこもりやニートといった課題やワークライフバランスの観点からの課題も市民ニーズとしてあり、これらに対応する自治会、公民館などの地域組織や民生児童委員、ボランティア・NPO、介護支援専門員、ホームヘルパー、保護司、保健師などの関係者、また学校、児童相談所、地域包括支援センター、社会福祉協議会等関係機関、関係担当部署との連携や組織のあり方など、課題は多い。

#### (2) 今後のあり方として提案された意見

人権問題に対応するには、これまでの啓発や交流、学習活動はもとより、教育、就労、福祉などあらゆる分野の課題が多様に包括しており、総合的な継続的相談が求められる。

施設においては、同和地区内において、複合的、集中的に現れた課題に地域住民と共に対応してきた経験をもとに、新たな課題に対応することが求められている。このことについて、次の意見があった。

- ・地域福祉事業として行っている「人権ふれあいセンター」のデイサービス事業は、周辺に在住する(小学校区内)高齢者を対象に行い、給食サービスと交流や人権学習を行っており、こうした事業を地域福祉推進協議会等と連携して、見守り活動等広げていく必要がある。
- ・一般地域で行われている「ふれあいサロン」のように住民でボランティアを

- 作り、住民ニーズに応えるよう、自立・自助の方向で進めるべきである。
- ・施設の立地上ある程度の範囲の地域に限定した取組となり、そうした課題への対応も「うらやましい・逆差別」といった印象を市民に与えている。
  - ・広く市民が望んでいる施設にするために、基本は他市のように貸館にし、一部は福祉部直轄の施設として、高齢者や障害者の利用する施設または、団体が入居する施設とする。
  - ・開かれた施設に発展させる立場から新たな施設の役割にあつては、身体障害者の事務所等に施設利用していく。
  - ・市民との交流を旺盛にし、施設の有効利用をはかる上で、大江町の施設の運用は他の施設の範とすべきものと思う。
  - ・大江町の施設は、現状を続け、従事する職員も今のままで、地域福祉の推進等懇話会の意見を参考に実施した上で考えていけばいい。館を中心にして公民館や女性、高齢者団体の活動拠点として、また、独居高齢者の配食サービス等を行い、地域福祉を推進している。こうした施設のない地区においては、それぞれ公的施設があり、それぞれの地区の施設として運用されている。地域福祉等の拠点として動き出せば、市全体としても進展があると思う。
  - ・施設を設置してきた原点である、歴史的経緯と取組、そして現状の課題を踏まえる必要がある。
  - ・差別は、差別の原因に対応した取組が必要で、生活全般にかかわる複合的、集中的な問題がある以上、解決する取組は、同和地区で複合的に行われ、その他の差別と同様に各担当部署が連携する取組が必要である。
  - ・他市と同様に法期限前から貸館を行っており、また他市同様に事業も行っている。貸館利用者数は他市と比較しても劣らない。
  - ・施設は、市民の共有財産として、関係者・関係機関・関係担当部署と情報を共有しながら、市民の身近な拠点として地域密着の取り組みを行うことが必要である。
  - ・「人権ふれあいセンター」においては、相談事業や各種教室を行っているが、地域デイサービス以外にも、地域福祉に貢献する広がりのある事業展開が必要である。
  - ・市直営にふさわしい事業が展開できない施設は、廃止か転用、あるいは課題に対応した一点集中の施設とすべきである。
  - ・設置されている地域の特性に応じて市全体の課題に対応した施設「特化した事業」を視野に検討されるべきである。
  - ・児童クラブを復活してはどうか。
  - ・障がい者センター、自立活動支援センター、就労支援センター、DV シェルター、子育て支援センターに特化した施設としてはどうか。
  - ・障がいのある人への「特化した事業」は、一般施策補助事業のメニューを活用すれば、財政負担は少ない。

- ・障がいのある人やボランティアの利用促進を図る必要がある。
- ・「特化した事業」は、これまでの機能を維持しつつ、出来るものは行い、市民ニーズに対応するようフローで分けることも考えられる。
- ・運営委員会の主体的な参画による審議、評価の結果、各施設単位に特色ある形態・内容になることが許容されることを考える。
- ・「特化した事業」は、市街地で有用性・可能性があるが、周辺地域では、生涯学習・地域福祉活動との機能を共有し、総合的な地域のセンターとすることが考えられる。
- ・これまでの延長線上での活用ではなく、思い切った衣替え・見直しが必要で、同和地区住民の思いや願いなどを大切にしながら、現状にあった改革(少子化・高齢化・障がい者福祉強化等)をする時期。例えば、指定管理者施設への移行、民間企業、社会福祉法人、NPO 法人等の参入も視野に入る。
- ・施設等のあり方=施設の有効利用であり、一度に活用変更することは困難を伴うが、出来る施設は、「人権ふれあいセンター」と「児童館」をひとつと見え、1階にデイサービス事業所を置き、隣接する施設を活用しつつ2階は従来のセンターとしての活用をしてはどうか。
- ・ひらかれた「センター」として1階を恒常的な高齢者デイサービス事業所を置き、施設本来の管理と従来の機能を維持する2階の活用を提案する。
- ・「解放教育」による言動が、職員等のなかで根強く、利用者が遠ざかる傾向があり、これらを払拭して、今日的な施設活用のために、民間からの職員採用等、改革が必要であることを提案する。
- ・今日の市民感覚から見れば、あえて「人権」をいれなくてもよい施設の名称の変更を提案する。
- ・児童館は、子育てサークル等子ども中心の施設に統一することを提案する。現状は、隣保館や教育集会所と複合する活用となっており、子どもに関係する諸活動を、全て児童館に統一した運営とし、「専門職の配置」も必要。学童保育等は校舎の空き教室を有効に活用することで補える。
- ・教育集会所は、文化・図書センターの施設として明確にすることを提案する。
- ・市の直営施設として運営するならば、それにふさわしい事業のあり方を検討すべき。
- ・「児童館」においては、「人権ふれあいセンター」に求められるあり方に加え、子育てサークルの活動の場としても、またそれぞれ特色を持った事業を行い、魅力ある館活動が求められる。
- ・「児童館」においては、児童のみに特化せず、高齢者や障がいのある人、在宅デイサービスなど交流機会を設ける。
- ・同じ地区内に併設する共同利用施設等については、地元自治会との連携、周辺住民の要望等を踏まえ、その利用状況を見ながらも、ボランティアや NPO 等とも連携し、有効利用をすべきである。

- ・旧同和地域に建てられた施設の全容を明らかにし、有効活用可能な施設を「活かした施設」にするための対策を講じられることを提案する。
- ・障がい者の人たちの作業所、認知症デイサービス事業所等、有効活用できる条件整備を行政のリーダーシップで実現することを求める。
- ・バリアフリー化になっていないため、誰にでもやさしい施設の改善をする。
- ・「隣保館」、「児童館」、「集会所」といった名称を、明るく親しみやすいものに変える。
- ・家族の送迎を基本とした子どもたちの活動の場としてはどうか。
- ・多少の使用料を払ってでも(趣味やお話し会、サークル活動、スポーツ等)多くの人が利用できるようにしてはどうか。

## 4 組織体制について

### (1) 現状と課題

「人権ふれあいセンター」は、隣保事業として相談事業などを通して、同和地区住民の生活改善・支援に取り組む、住民の社会的、経済的、文化的生活の向上に大きく貢献してきた。特別措置法失効後は、差別を許さない人材育成を行いながら、福祉の向上、人権啓発の住民交流の拠点として、小学校区全体に開かれた「福祉と人権の施設」としての運営をしてきた。

「児童館」においても同様に、差別を許さない人材育成を行いながら、「福祉と人権の施設」として、子どもたちの心豊かな健全育成に大きく貢献してきた。このための職員を、人権問題の相談や課題調整に対応する人権推進室に配置してきた。

今後、問題が多様化、複雑化し、人権啓発はもとより相談等専門化が求められる。一方で、他市と比較して職員数が多く、国による隣保館運営等事業費補助金など補助金の動向しだいでは、このまま維持できないこともある。市の財政厳しい中、成果を損なうことなく、福祉と人権の拠点施設としての役割を踏まえた将来の施設の活用に対応した職員配置、組織体制が課題である。

### (2) 今後のあり方として提案された意見

ア 今後、問題が多様化、複雑化し、より専門的対応が求められることに対して、次の意見があった。

- ・施設においては、地域福祉や相談を管理監督できる専門職員の配置や職員のスキルアップ、関係機関と連携すべきである。
- ・補助金しだいではこのまま維持はできない。将来の施設の役割と活用に対応した財源確保を行う必要がある。より開かれた施設とするために運営そのものを民間主体にする。福祉と人権がより連携し、情報交換や事業実施できる組織体制とすべきである。

- ・補助金がなくなり、民間に委託化は縮小合理化で、人権問題の取組になじむのか疑問である。
- ・仮に補助金が色のついていない地方交付金として配分された場合、市として取組の継続・強化は、市政の基本に関わると考える。
- ・「人権ふれあいセンター」には、隣接する「児童館」を含めた課題対応を行うために課長級館長を配置しているが、民間主体の館長もしくは、専門職の登用等をする。

イ こうした意見を踏まえて、次の二つの意見があった。

- ① 同和施策は一般施策化している以上、重複する仕事(二重行政)をとりやめること。
  - ・一般施策としての、より個別課題に即したより専門的な対応が必要であり、個別課題に応じ各部署が対処すると同時に、連携や住民の身近なところでのネットワーク化が最善の策と思われる。
  - ・今、起こっている課題は、全ての地域にある問題であり、全てを一般施策の中で、対応しなければ逆差別に繋がる。
  - ・児童は子育て支援課、老人は高齢者福祉課等々それぞれの専門部署に配置すべきである。
  - ・専門職の配置は、対象によって対応やケアの内容が異なる。現在ある専門部署での職員のスキルアップを図ったり、専門職を配置することは必要であるが、財源的に困難な状況があると思われる。
  - ・必要な専門職を配置しつつも、足らざる部分はネットワークで補うことである。しかもそのネットワークは、住民の身近な所に張り巡らすことであり、旧同和地区とその周辺だけでは間に合わない。隣保館等への専門職の配置とスキルアップは空論であると言わざるをえない。
  - ・施設は、学校や幼稚園、保育園、学童と同じく課題ごとに専門機関に結集して、必要な情報提供を行い、必要な指導・援助を受けることである。
  - ・同和問題があるから人権推進室、施設ではなく、複合的な問題の何を中心にするべきかで中心となる部署は異なる。同和問題があったとしても、事例によっては違う部署が中心になることもある。
- ② 同和施策は一般施策化しているが、一般施策が同和地区を素通りしない、差別は、差別の原因に対応した取組が必要であること。
  - ・生活全般にかかわる複合的、集中的な問題がある以上、解決する取組は同和地区において複合的に行われ、他の差別と同様に各担当部署が連携して実施されなければならない。
  - ・担当部署に分散すると、かつてのように課題が分散し総合的な取組にならない

いのではないかと危惧し人権推進室の所管が必要である。

- ・人権侵害や人権問題、あらゆる相談に対応する専門職の配置とスキルアップ、また専門部署や国等とのネットワークは大事であり、あらゆる場所で相談できる「保護・救済」に係る制度設計とそのかかる投資は必要である。
- ・現在、様々な現象として起こっている課題は、全ての地域に共通しているが、教育や就労面等において再生産されている被差別者には、集中して発生している上に、「被差別者」として差別を受ける。被差別者は全ての地域に共通する課題と差別とを複合的に受けており、そうした課題に対応することが必要である。
- ・ややもするとこれまでの相談等の対応は、一元・一過性で、継続的なフォローに欠け、相談者は悪循環の体をなしてきた。よって、ネットワーク化にあっては、相談のリピーターを生まないよう、これを総括する部署、また複合化する相談の窓口とその対応、顛末を管理監督・連携調整する部署が必要である。
- ・施設においては、市の機関として、ネットワークに組み込み、従前果たしてきた多様、複合的課題対応を維持しつつ、周辺の住民に広げることが一層望まれる。
- ・施設職員の専門性は、既存のセーフティーネットにどう繋いでいくか、周辺地域を含む現場の生活実態を把握し、現行制度のどこに課題があり、どう政策形成していくかにある。これに対応した研修や行政の機構・対応・政策形成に秀でた行政職としての専門性ある職員体制なり仕組みを求める。そうした職員体制として人権ふれあいセンターにおける課長級館長、正職員配置、児童館との連携等の現行がある。差別の再生産、生活課題のリピート・再生産を断ち切るための職員体制・組織体制であることを前提に、施設の体制・役割を整理する必要がある。

ウ 以上の意見を踏まえ、改めて同和問題にかかる認識と人権推進室の組織体制にかかわる次の二つの意見が出された。

①環境が大幅に改善され、混住化が進み、また差別意識が残るとするならば極一部に過ぎず、住民の到達点を正しく理解すること

- ・平成 14 年 3 月、特別措置法が終結し、「啓発に関する基本計画」が施行された 7 年を経過し、3 年後は 10 年を目途に啓発についても終結へ向かうべきと考える。
- ・同和地域が行政から与えられる立場から、自立する立場へと変わるため、住民自治の立場に成長し、自らの町は自らが守る立場に立つべきである。
- ・階級と階層がある社会である限り、少数者が多数を支配しなければならない仕組みが必要であり、そのための手段として差別と分断が行われてきた。そ

の結果、理解の不十分な人に差別の意識を醸成する社会が現存している。しかし、相手の立場を理解し、受容し、共感する人をつくることは出来る。現に、部落差別は解消されてきた。民主主義の発展こそ人類に課せられた課題である。

- ・他市では、部落差別の解消の取組から発展させた改革を行っており、ある市では、「部落差別は解消されている」というメッセージを広報に掲載している。
  - ・過去の亡霊や「厳しい部落差別が続いている」という呪縛から離れることこそ、現実を見据え未来に希望を持つ力になると確信する。
  - ・福知山市全体では、どこの部署も多く多くの市民ニーズに応えなければならない課題を抱えながらも、最小限の税金で最大の効果を発揮するための見直しが行われている。二重行政のような重複する施策は一般行政の中で専門職に任せる事業仕訳こそ必要だと思う。
  - ・職員体制の改善を図りたい。
  - ・懇話会当初の市からの課題設定は、人権推進室を維持するために設定されたものであり、他都市と比較して圧倒的多い職員数、対象地域外との逆差別の実態、二重行政の矛盾、対象地域の児童が殆ど利用していない施設利用を速やかに払拭していかなければならない。
  - ・当該地域住民は、施設そのものをどのように見ているのか、差別問題についての認識や運動・啓発のあり方などについてもどのように感じ、考えているのか調査することも大事である。
  - ・人権推進室全体の予算と人を全面的に見直しを行い、縮小すべきである。
  - ・人権推進室の廃止が可能になれば望ましいこととは思うが、現状では縮小にむかうべきと理解している。早急に近隣市の水準まで職員体制を縮小すべきである。
- ②法施策と市民の努力により、環境改善や市民の理解は一定進んできたが、差別は厳しく、手立て取組が必要である。
- ・平成14年3月の特別措置法の失効によって、差別は無くなったわけではなく、一般対策として枠組みの中で、その解決を図ることが国においても求めている。
  - ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」に示されているように同和問題は依然として根深く存在している。その課題には、教育、就労の機会均等、小規模事業者への啓発・農林漁業を振興する上で阻害要因、いわゆる「えせ同和行為」、結婚や就職等における差別や差別落書き・インターネットを利用した差別情報に対する対応と正しい認識と理解を深める啓発、また同和問題に関し人権侵害を受けたとするものが利用しやすい人権相談体制の充実と連携協力をあげている。
  - ・部落差別は近代になり制度としての差別性はなくなったものの、現代においてもなお、土地と血縁により差別の対象としてみなされる差別として存在し

ている。部落差別は同和対策審議会答申の言う観念の亡霊ではなく、実体はないが差別の対象とみなされる事実として存在し、教育・就労、身元調査や結婚差別等実態として現われている。

- 行政は責任を持って、どのような差別があるのか把握をし、差別をなくしていく手立て・取組を解決の主体者である同和地区住民と市民の理解と協働をしていくことが必要である。
- 人権推進室は、施設を含めて、同和問題に特化した事業を行っているのではなく、あらゆる人権問題に対応する部署・施設として位置付け、取り組んでいる。
- 差別問題解決の出発点は、差別状態が差別であると認識されることから始まる。このことは、部落差別だけではなく全ての差別について言える。「知られない人権侵害は解決されない」「認識されない差別も撤廃されない」と考える。
- 部落差別を制度的に固定化する法律・制度は存在しないが、これまでの累積した差別が、現在の社会システムと交わると、差別の再生産構造を作り出していると考ええる。
- 教育や地域、階層の強固なトライアングルを切っていく取組によって、今日の格差拡大社会から格差是正社会に変革し、部落差別撤廃、あらゆる差別撤廃にも大きく貢献することにつながると考える。
- 児童館の福祉部所管替えについては、設置目的から、また現状から、子どもたちの生活課題や人材育成を行ってきており、そうした観点を抜きにした取組は、一面的である。また、福祉だけの課題だけでなく、教育や親の就労など課題が絡み合っている。逆に各専門担当部署が現場である児童館にくる必要がある。
- 今回の議論を踏まえ、さらに市の人権問題協議会の議論を踏まえ、具体的な施設の果たす役割について、当該運営委員会等地域の議論も踏まえたものになる必要がある。

エ 以上の意見を踏まえながら、他の委員から次の意見が出された。

- 「特別対策は終わった」という法施策の対応と、早い時期に市長が「完了宣言」を市民に示すことで大きな社会変化を起こしている。全国で宣言した地方自治体のその後の取り組みは財政的・市民啓発的にも大きな成果をあげている。
- 行政の組織機構を市民が指示することは危険。人権推進室を中心とした体制のなかで「施設の方角」が定まれば体制は出来上がると思う。人件費の見直しとともに必要に応じて専門職員を配置する工夫をすれば良いと思う。
- 目に見える差別は人権教育の浸透により減少傾向にある。しかしながら、目に見えない心理的な差別はまだまだ改善されたとは言えないのも実態ではなかろうかと思っている。今後、これらの差別の解消には、様々な継続した啓

発活動や人として寄り添うことのできる心や困っている人のセーフティネットと言える受け皿が必要である。効果的・効率的な組織体制となることを願う。

- ・市における各部署の機能連携及び総括する役割を担う「部署」が、組織の縦割りによる重複行政等を解消することになる。実効性ある機能を持つことが重要である。
- ・施設の原点である差別をなくする取組が必要なのはわかっている。人権教育を施設と学校と一層連携して行くことが大事である。また、利用者の声を聞き、よりよい事業展開を図るべき。
- ・福祉事務所は非常に事務が増え、相談事業は民間にという流れがある。福祉や人権推進室と連携したケースがあった。現状を考えた時、行政の二重性と言うのはある意味チェック機能が働いたと見た。
- ・差別をなくしていこうとする機関が人権推進室なら、それがなくなればどこでやるのか、社会福祉協議会なのか、他の機関なのか、民間なのか。そこまでの議論が必要。
- ・貧困と差別は切っても切れない関係がある。あらゆる人が相談に行ける人権推進室が必要である。
- ・人権推進室は、縮小すべきであるとする意見。機能についても、よそに任せるのではなく、むしろセンターについてはもつと相談事業を充実させるべきである。
- ・民間でもお客様窓口がある。人権相談についても市民窓口が必要である。
- ・「誰が何時何処で」と具体的に青写真を持って、施設のあり方を議論する必要がある。

## 5 その他

### (1) 人権侵害に対する相談と救済

人権相談・救済に関しては、差別を禁止し救済する法的システムの確立を求めつつ、当事者の視点に立って対応し、人権侵害されている人の意思に基づいた(意思のない人、意思が伝えられない人も)制度を利用して相談・救済できるよう担当部署はもとより国、府等他の行政機関やボランティア・NPO等と有機的な連携がとれるようにすべきである。

## IV おわりに

あらゆる立場の委員から幅広い意見聴取を行い、広範囲な視点から熱心に議論を重ねました。

本懇話会において、同和問題の現状認識にかかる議論が多くを占め、このことは、市民による現状認識やあらゆる人権問題の解決につながる展望を見出すことになると期待します。

また、委員それぞれの思いや、意見、主張の強弱など表現しきれない部分は、毎回の議事録を添付することといたしました。

人権ふれあいセンター施設等のあり方について、短い期間ながらも検討を加え、委ねられた全ての項目について議論を行い、今後の方向性として以下のことを示します。

### 1 市民との協働と開かれた行政

- (1) 施策の実施状況や運営状況等に関する情報を、広く市民にわかりやすく公開する。
- (2) 運営委員会を充実強化し、新たに幹事会を設け活性化を図るとともに、利用者の設置やアンケート実施などにより、施設の運営や事業の立案、職員への対応など評価を受ける。
- (3) 施設の事業はもとより、施設の役割と活用についても、各地域の実情を踏まえ、運営委員会や利用者の意見を活発化する。
- (4) 貸館や定例的の事業、特色ある事業について、広報「ふくちやま」や市のオフィシャルホームページ等の活用を積極的に行う。

### 2 施設の役割と組織体制

#### (1) 相談体制

相談体制に関わっての議論が多くを占めた。相談業務に関わっては、多種多様化し、各専門の担当部署での対応とネットワーク化が主となるが、市民に近い場所での窓口として施設の果たす役割はある。

また、差別問題や多様な生活問題に対する相談もあることから、関係部署が常に連携・調整が図れる総合的な仕組づくりが必要である。

#### (2) 新たな取組

市民ニーズにある地域福祉や障がいのある人、ワークライフバランスからの観点などの課題対応については、施設を有効に活用し、出来ることから、運営委員会等の議論を踏まえて行う。

施設の新たな役割については、モデル的に、次のような方向によって検討されることを求める。

- ① 比較的市民が集まりやすい「人権ふれあいセンター」にあっては、従前の機能を維持しつつ、周辺の人権推進室所管施設も有効に活用して、全

市に開かれた、1階を障がいのある人やそのボランティアのルームとして、また高齢者のデイサービスなどに活用する。

- ② 「児童館」にあっては、来館されることを待つのではなく、周辺地域はもとより全市域からも来てもらう事業の活性化が望まれ、高齢者や障害のある人などの利用を促進するとともに、子育てサークル活動の場としても、また各特色を持った事業を行い魅力ある館活動を行う。
- ③ 周辺の教育集会所にあっては、地域の福祉や生涯学習センターとして活用する。
- ④ 共同利用施設にあっては、自治会との連携、周辺住民の要望等を踏まえ、その利用状況を見ながらも、ボランティアやNPO等とも連携し、有効利用をする。

### (3) 組織体制

組織体制について、次のことを意見として報告する。

- ① 「人権ふれあいセンター」にあっては、隣接する児童館・教育集会所と対応しながら、差別・人権問題と複合化する各種相談に対応する体制が望まれる。
- ② 地域のコミュニティセンターとして、運営委員会等の議論を踏まえて、全市対応の特化事業や地域福祉活動の拠点施設として体制が望まれる。
- ③ 「児童館」にあっては、設置目的・経過を十分に踏まえ、相談や人材育成等隣接する「人権ふれあいセンター」と有機的に連携することが望まれる。その上に、子どもの安全な遊び場、子育て支援の機能の観点から、従前の民生児童委員、保護司、学校等関係者・機関と連携し、担当部署を福祉部に所管替えすることも考えられる。ただし、人権ふれあいセンターの機能を有する児童館もあり、教育集会所とも連携してその機能を損なわないことが求められる。

## 3 委員の意見の反映

本懇話会において、多くの提案があった。その提案は施設のあり方にかかわることから、市政に共通するあり方そのものへの提案もあり、市にあっては、そのことを真摯に受け止められ、強化・改善・見直しをされることを意見として報告します。

最後に、本報告書に盛り込まれた内容が、福知山市の新時代を担う人権施設としてのあり方を確立していく一助となることを期待します。